

# 千葉県報

号外  
令和7年6月27日

## 附則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

### 主要目次

#### 規則

|   |                                                                     |   |
|---|---------------------------------------------------------------------|---|
| ○ | 国土利用計画法施行規則第二十条第一項に規定する届出書の様式を定める規則                                 | 一 |
| ○ | 児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 | 二 |
| ○ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則                                      | 二 |
| ○ | 人事委員会規則                                                             | 二 |
| ○ | 千葉県人事委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則               | 二 |
| ○ | 公安委員会規則                                                             | 三 |
| ○ | 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則                                              | 三 |
| ○ | 千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則                                     | 七 |
| ○ | 労働委員会規則                                                             | 七 |
| ○ | 千葉県労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則               | 七 |
| ○ | 海区漁業調整委員会告示                                                         | 八 |
| ○ | 千葉県海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示           | 八 |
| ○ | 内水面漁場管理委員会告示                                                        | 八 |
| ○ | 千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示          | 八 |

#### 規

#### 則

国土利用計画法施行規則第二十条第一項に規定する届出書の様式を定める規則をここに公布する。

令和七年六月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 千葉県規則第六十七号

#### 国土利用計画法施行規則第二十条第一項に規定する届出書の様式を定める規則

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）第二十条第一項に規定する届出書は、土地売買等届出書（別記様式）とする。



|                                 |                 |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 | 令和七年六月二十七日      | 千葉県人事委員会委員長　高　梨　國　雄 | 千葉県人事委員会規則第二十四号<br>千葉県人事委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則<br>千葉県人事委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年千葉県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。<br>第二条第一項一号を次のように改める。<br>一　電子署名　次に掲げるものをいう。<br>イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名<br>ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名<br>ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名<br>第五條第二項中「により処分通知等」の下に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。<br>ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。<br>第五條第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。<br>第七條第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。<br>この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 |
|                                 | 令和七年七月一日から施行する。 | 附　則                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 | 公安委員会規則         |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|           |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年6月27日 | 千葉県公安委員長　飯　田　浩　子 | 千葉県公安委員会規則第7号<br>千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則<br>千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。<br>第2条の3第1項第4号キ(サ)中「又は」を「若しくは」に改め、「車両」の次に「、保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両」を加える。<br>第2条の3第2項中「次の各号に掲げる標章」を「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）」に、「当該各号に定める申請書」を「除外標章交付申請書（別記第1号様式の5）」に改め、各号を削り、同条第3項中「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）」を「標章」に改め、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。<br>6　標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（別記第1号様式の6）により、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に標章の再交付を申請することができる。<br>7　標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（別記第1号様式の7）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。<br>第5条第1項第4号及び第2項第4号中「およそ不可能」を「困難」に、「重量又は」を「重量若しくは」に改め、「ため」の次に「又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。<br>ただし、用途の性質上、許可を受けようとする駐車場の場所が県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合、駐車許可申請書は、一つの警察署に提出すれば足りる。<br>第5条に次の2項を加える。<br>7　第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第4号様式の2）により当該駐車許可証を交付した署長に駐車許可証の再交付を申請することができ。<br>8　第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（別記第4号様式の2の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した署長に提出しなければならない。 |
|-----------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

らない。  
第5条の2第1項中「別記第4号様式の2」を「別記第4号様式の2の3」に改める。  
第5条の2の2第1項中「別記第4号様式の2の2」を「別記第4号様式の2の4」に改める。  
第5条の2の3第1項中「別記第4号様式の2の3」を「別記第4号様式の2の5」に改める。  
第5条の2の5第2項中「別記第4号様式の2の4」を「別記第4号様式の2の6」に改める。  
第5条の2の6中「別記第4号様式の2の5」を「別記第4号様式の2の7」に改める。

別表第3佐倉市道4―596号線の項の次に次のように加える。

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 佐倉市道4―597号線 | 佐倉市岩富2，217番1地先から大作一丁目4番2地先まで |
| 佐倉市道6―36号線  | 佐倉市岩富2，272番1地先から356番2地先まで    |
| 佐倉市道6―263号線 | 佐倉市岩富356番5地先から2，222番1地先まで    |

別表第3横芝光町道E249号線の項の次に次のように加える。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 横芝光町道E250号線 | 山武郡横芝光町篠本根切1番地先から9番地先まで |
|-------------|-------------------------|

別記第1号様式の5から第1号様式の7までを次のように改める。

第1号様式の5（第2条の3第2項）

|               |  |                                                   |       |
|---------------|--|---------------------------------------------------|-------|
| 千葉県公安委員会様     |  | 除外標章交付申請書                                         | 年 月 日 |
| 住所（所在地）       |  |                                                   |       |
| ふりがな          |  |                                                   |       |
| 氏名（名称）        |  |                                                   |       |
| 電話番号          |  |                                                   |       |
| その他の連絡先       |  |                                                   |       |
| 標章の名称         |  |                                                   |       |
| 番号標に表示されている番号 |  |                                                   |       |
| 除外を受けようとする期間  |  |                                                   |       |
| 除外を受けようとする区間  |  |                                                   |       |
|               |  | <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する。     |       |
| 除外を受けようとする理由  |  | <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する。 |       |
| 備考            |  |                                                   |       |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の6（第2条の3第6項）

除外標章再交付申請書

千葉県公安委員会様

年 月 日

|                 |  |
|-----------------|--|
| 住所（所在地）         |  |
| ふりがな            |  |
| 氏名（名称）          |  |
| 電話番号<br>その他の連絡先 |  |
| 標章の名称           |  |
| 標章番号            |  |
| 標章交付年月日         |  |
| 再交付申請の理由        |  |
| 備考              |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の7（第2条の3第7項）

除外標章記載事項変更届

千葉県公安委員会様

年 月 日

|                 |  |
|-----------------|--|
| 住所（所在地）         |  |
| ふりがな            |  |
| 氏名（名称）          |  |
| 電話番号<br>その他の連絡先 |  |
| 標章の名称           |  |
| 標章番号            |  |
| 標章交付年月日         |  |
| 変更の内容           |  |
| 変更の理由           |  |
| 備考              |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

令和7年6月27日（金曜日）

千葉県 号外第70号

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条第3項及び第5項）

|                |  |       |
|----------------|--|-------|
| 駐車許可申請書        |  | 年 月 日 |
| 警察署長 様         |  |       |
| 住所 (所在地)       |  |       |
| 申請者 氏名 (名称)    |  |       |
| 電話             |  |       |
| 番号標に表示されている番号  |  |       |
| 許可を受けようとする日時期間 |  |       |
| 許可を受けようとする場所   |  |       |
| 許可を受けようとする理由   |  |       |

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

|     |  |
|-----|--|
| 条 件 |  |
|-----|--|

年 月 日

警 察 署 長 印

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第4号様式の2から第4号様式の2の5までを別記第4号様式の2の3から第4号様式の2の7までとし、別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

第4号様式の2（第5条第7項）

|                 |  |       |
|-----------------|--|-------|
| 駐車許可証再交付申請書     |  | 年 月 日 |
| 警察署長 様          |  |       |
| 住所 (所在地)        |  |       |
| 氏名 (名称)         |  |       |
| 電話番号<br>その他の連絡先 |  |       |
| 許可証番号           |  |       |
| 許可証交付年月日        |  |       |
| 再交付申請の理由        |  |       |
| 備考              |  |       |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式の2の2（第5条第8項）

駐車許可証記載事項変更届

警察署長様

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号  
その他の連絡先

許可証番号

許可証交付年月日

変更の内容

変更の理由

備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第5条第5項の規定により交付されている駐車許可証は、改正後の千葉県道路交通法施行細則第5条第5項の規定により交付された駐車許可証とみなす。

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

千葉県公安委員会規則第8号

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「除く。」の次に「、法第50条（第5号を除く。）」を加え、「第50条第1項第4号」を「第51条第1項第4号」に、「第52条第1号」を「第53条第1号」に、「若しくは第4号」を「若しくは第5号」に、「第53条第1号」を「第54条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月28日から施行する。

労働委員会規則

千葉県労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術に関する規則の一部を改正する規則

令和7年6月27日

千葉県労働委員会会長 石井 慎一

千葉県労働委員会規則第一号

千葉県労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

千葉県労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年千葉県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

七

| 号外第70号           |  | 千 葉 県                 |  | 報 告                                                                |  | 令和7年6月27日（金曜日）                                                                  |  |
|------------------|--|-----------------------|--|--------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示           |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
| 千葉海区漁業調整委員会告示第二号 |  | 千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 |  | 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改 |  |
|                  |  |                       |  |                                                                    |  |                                                                                 |  |

千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。

第七条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

購読料

本号

一部

三〇五

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三(一二三) 二六五八